

(配布用)

平成28年 第3回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

平成28年9月27日

於 甲賀広域行政組合庁舎

平成28年甲賀広域行政組合議会 第3回定例会会議録

平成28年甲賀広域行政組合議会第3回定例会は、平成28年9月27日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番 山中善治

2番 山岡光広

3番 土山定信

4番 白坂萬里子

5番 橋本律子

6番 菅沼利紀

7番 赤祖父裕美

8番 加藤貞一郎

9番 鵜飼八千子

10番 松原栄樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者 中嶋武嗣

副管理者 谷畑英吾

監査委員 山川宏治

会計管理者 池本悦子

事務局長 山田剛士

次長兼総務課長 佐治善弘

衛生課長 木村尚之

衛生課参事 雲好章

消防長 荒川庄三郎

消防次長 西村弘充

消防総務課長 高橋良雄

6 本会議の書記は、次のとおりである。

吉治和美

中溝慶一

小林慎司

7 議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第15号 平成27年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の

認定について

日程第4 議案第16号 平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第17号 高機能消防指令システム整備事業請負契約の締結について

日程第6 一般質問について

8 会議事件は、次のとおりである。

会議事件は、議事日程のとおりである。

9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前9時26分）

議長（白坂萬里子） 皆さん、おはようございます。

朝夕はめっきり涼しくなってきましたが、議会議員の皆様には、本日は何かとご多忙の中、組合議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、時間ちょっと早いですけれども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから、平成28年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を開催いたします。

議会開会に先立ち、管理者からご挨拶をいただきます。

中嶋管理者。

管理者（中嶋武嗣） 皆さん、改めておはようございます。

朝な夕なに秋の香りがただよってきました。本日、平成28年第3回甲賀広域行政組合議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中をご参集いただきまして、大変ありがとうございます。提出いたしました議案の諸案件のご審議を願うに先立ち、当面のご報告をさせていただきます。

去る7月25日早朝、ごみ処理施設の共通系設備であるばいじん搬出装置が緊急停止し、全炉が焼却停止の事態に相なりました。原因は、同装置の一部断裂によるもので、全力で復旧作業を行いましたが、損傷個所の特定に時間がかかり、運転再開まで38時間を要したものでございます。ごみピットの残余量から見まして、一時的な緊急措置として可燃ごみ50.98トンの処理を外部に委託し、適正な処理を行わせていただきました。

次に、第1回議会定例会で議決をいただきました、事業系可燃ごみ処分手数料の改定を予定どおり10月1日から実施をさせていただきます。既に許可業者や直接搬入をいただく事業者にはチラシ配付を行うなど、広報の周知に努めておりますので、混乱なく移行できるものと考えておるところでございます。

次に、消防関係におきましては、9月7日に高機能消防指令システム整備事業に係る一般競争入札を実施し、落札者が決定いたしました。本議会に契約案件を提出することといたしておりますが、重要な情報システムゆえに確実に移行できるよう細心の注意を払い、平成30年1月からの運用に対しまして、無事に移行できるように向けてまいりたいと考えている所存でございます。

本日、提案いたしますのは、平成27年度決算案件並びに平成28年度補正予算案件、契約案件1件の合計3件でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

議長（白坂萬里子） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名です。

これから、本日の会議を開きます。

(議会成立 午前9時29分)

議長(白坂萬里子) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議長(白坂萬里子) これから、諸般の報告をいたします。

管理者から、交通事故の和解と損害賠償の額について、議会の委任による専決処分の報告がありました。

また、監査委員から、定期監査の結果及び現金出納検査の結果について2件の報告がありました。

それぞれ、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

議長(白坂萬里子) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、8番、加藤貞一郎議員、9番、鶴飼八千子議員を指名いたします。

議長(白坂萬里子) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(白坂萬里子) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

議長(白坂萬里子) 日程第3、議案第15号、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者(中嶋武嗣) それでは、ただいま議案第15号の上程をご承認いただきました。提案理由を申し述べます。

平成27年度一般会計歳入歳出決算が、去る8月19日、会計管理者から提出があり、監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、関係書類と合わせて議会に上程し、認定をお願いするものでございます。

平成27年度の決算状況につきましては、歳入総額は33億5,012万2,000円、歳出総額は32億9,210万2,000円で、歳入歳出差引額は5,802万円となりました。

歳入におきましては、全体の8割を占める両市からの負担金27億2,110万4,000円のほか、国庫支出金、地方債、ごみ・し尿に係る処分手数料、消防事務に係る申請・証明手数料、新名神高速道路支弁金等でございます。

歳出におきましては、前年度と比べまして、3億5,141万4,000円の減少となりました。その主な要因は、消防費における平成26年度に実施いたしました、消防救急デジタル無線設備整備事業費の減少であります。

款別では、衛生費で歳出全体の約36%を占める11億8,577万2,000円を支出いたしました。衛生センター第1施設におきましては、平成27年度から運転管理業務を全面的に民間委託しており、生し尿、浄化槽汚泥を約3万キロリットル処理いたしました。

また、第2施設におきましては、家庭系、事業系を合わせまして、約3万8,000トンの一般可燃ごみを処理いたしました。老朽化の進んだ施設でもありますがゆえに、安定運転のため、基幹的設備の計画的な改修のほか、定期点検、維持補修に努めているところでございます。

消防費では、16億5,873万8,000円を支出し、支出全体の約半分を占めております。消防職員192人の人件費のほか、消防車両の燃料費や修繕

費、通信指令システムの保守費用などを支出いたしました。また、土山分署配備の水槽付消防ポンプ自動車、湖南中央消防署配備の化学消防車の更新を行うなど、計画的に消防力整備を図り、甲賀市、湖南市、両地域におけますあらゆる各種の災害に的確に対応できるよう努めておるところでございます。

公債費におきましては、衛生関係9件、消防関係12件の地方債に係る元金償還及び利子として、約3億5,170万円を支出いたしました。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 事務局に対し、細部説明を求めます。
事務局。

（事務局長（山田剛士）議案第15号の細部説明をする）

議 長（白坂萬里子） 以上をもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

ただいま議題となっております、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、代表監査委員に審査結果の報告を求めます。

監査委員。

監査委員（山川宏治） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、監査報告をいたします。

本定例会に付議されております、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、その概要をご報告いたします。

管理者から提出されました、平成27年度一般会計歳入歳出決算については、平成28年8月19日に現金帳簿と照合を行うとともに、関係職員から説明を受け、決算審査を実施いたしました。審査に付されました歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等の書類については、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。また、関係諸帳簿と照合し、審査をした結果、計数も正確であり、予算の執行状況及び決算の内容につきましても適正なものと認めるものであります。

詳細につきましては、意見書に記載しておりますが、主な内容についてご報告させていただきます。

まず、決算概要は歳入総額33億5,012万2,033円で、歳出総額32億9,210万1,714円であります。歳入歳出差引額は5,802万319円となり、翌年度に繰り越すべき財源はゼロ円であります。実質収支額5,802万319円の決算となりました。

歳入につきましては、衛生関係でし尿処理手数料、ごみ処理手数料、また、消防関係では許可検査等、手数料の導入を受けており、これらの使用料及び手数料が歳入全体の12.39%を占め、4億1,493万1,633円を収入しています。他の特定収入では、衛生関係におけるごみ処理施設整備事業、消防関係における施設整備事業及び防災対策事業の事業実施に伴う地方債並びに国庫補助金について、予定の額を収入し、全体の3.57%となっております。

これらの特定収入以外、収入の大半は80.22%については、本組合の構成市である甲賀市及び湖南市からの負担金で賄われており、収入済額は27億2,110万3,968円、前年度比較2.59%の増加となっております。

また、収入未済額は214万4,600円で、これは、ごみ処理処分手数料の過年度において生じたものでありますが、未納者の2者のうち1者については、平成27年度に完納となっております。他の1者においても分納により毎月確実に徴収されていますが、受益者負担の公平性の観点から納入状況に注意を払い、怠りなく未済額の解消をされることを望むものであります。

続きまして、歳出につきましては、歳出総額を前年度と比較しますと3億5,141万4,260円、率にしますと9.64%の減少となっております。甲賀市、湖南市における事務の一部を共同処理する一部事務組合として、衛生セン

ターにおいては、し尿可燃ごみを適正に処理し、消防においては、地域住民の生命、身体、財産を守るため日々取り組まれたものであります。また、これに係る予算は適正に執行されています。この中で特に稼動から21年が経過し、長年の稼動により経年劣化が進むごみ処理施設については、施設の長期的安定稼動を目指し、今後も基幹整備の改修を進める必要がありますが、経済性、有効性、効率性を考慮し、社会環境の変化、求められる環境基準に対応した将来予測に基づいた計画となるよう望むものであります。

最後になりますが、さきに述べましたとおり、当組合の運営経費のほとんどは構成市からの負担金、ひいては住民の税により賄われており、無駄な支出となっていないか、最小の経費で執行されているか、目的に見合った成果があらわれているかを常に念頭に置き、環境変化にも的確に対応できるよう事務事業の遂行に努めることを期待し、平成27年度甲賀広域行政一般会計決算審査の概要を報告させていただきました。

以上です。

議長（白坂萬里子）これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、山岡光広議員。

2番（山岡光広） それでは、上程されています議案第15号、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、何点かお伺いしたいと思います。

まず、歳入についてです。2款2項手数料、1目清掃手数料、ページで言いましたら11ページ、12ページです。

収入未済額214万4,600円は、備考欄に過年度分とあります。先ほども事務局や監査の報告の中で若干説明をいただきましたけれども、それを踏まえましてお尋ねしたいと思います。

1者については27年度に完納したと、こういうことの説明でしたけれども、もう1者については、この分納誓約によりますと、いつ完納するのか。説明を受けたことを前提にして、その点をお尋ねしたいと思います。

2つ目は、5款の2項雑入、1目雑入、13ページ、14ページのところで、細かいことですが、広告料21万円の内訳及び団体保険事務手数料の内訳について、お伺いしたいと思います。

それから、7款1項1目物品売払収入、ページで言いましたら15ページ、16ページのところです。

これは、先ほども若干説明ありましたが、備考欄に鉄スクラップ等売払43万5,219円とありますけれども、科目として、なぜ財産収入（物品売払収入）となるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

次に、歳出についてお伺いします。

通告では、随意契約に係る一覧表を資料として提供願いたい、こういうふうにお伺いしたんですけれども、これについては本日、配付もいただきました。その次は、リース物件、賃借料というのが、私見せていただきまして、本当にたくさんあります。それはなぜなのか、保守を含めての契約なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、もう1点は、2款2項1目滞納整理費についてです。

先ほども若干説明をいただきましたけれども、滞納整理に当たる職員の体制については、正規2人、非常勤1名と資料にあります。また、先ほどもご説明があったとおりですが、お尋ねしたいのは、どういう体制で徴収実務に当たっておられるのか、実働はどうか、正規職員は専任で対応しておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、この滞納整理にかかわってもう1点最後にお尋ねをしたいと思います。

ます。

この滞納処理に関して、平成28年1月8日付で監査委員さんの提出した資料があります。その中には、甲賀市、湖南市の収納対策には違いがあって、甲賀市は平成26年度から組合に移管される滞納額はゼロになっていると。そこで、組合の共同処理する実務という規約の規定から見ると、确实、効率的に徴収するよう努められたいというふうに指摘をされているわけですが、今後の基本的な方向についてどうなのか、以上の点について伺いたいと思います。

議長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。
事務局。

事務局長（山田剛士） ただいまの山岡議員の質疑にお答えをします。

まずは、歳入に係る部分、清掃手数料の収入未済の過年度分についてですが、これは、衛生センターごみ焼却施設に持ち込まれる事業系可燃ごみの処分手数料の未払い分であります。

ごみ処分手数料につきましては、搬入の都度、現金で徴収することを原則としておりますが、搬入量の多い事業所などについては、現金授受による事故と事務の煩雑さ防止から、月まとめの後払いを認めてきたところですが、ところが景気の低迷もあってか、搬入業者1者において、毎月の処分手数料を請求額どおり納入せず、徐々に未納額が増加したため、平成23年4月途中から搬入時の現金払いに変更し、さらなる未納額の増加を防ぐとともに、回収に努めましたが、なかなか未納額の解消につながりませんでした。

そこで、一定期間での確実な回収を行うため、民事調停による法的手段をとることとし、平成25年9月定例会で可決いただき、平成25年10月2日付で民事調停を申し立てました。その後、平成26年7月4日に、毎月17万円を支払うことで調停合意し、平成26年9月定例会で可決をいただきました。平成27年度決算時には、収入未済額が214万4,600円となり、平成28年8月末現在では、129万4,600円となっております。今後も、確実に回収できるよう努めてまいります。この17万円の毎月搬入でいきますと、来年29年4月に完納する見込みということになっております。

次に、雑入・広告料の内訳につきましては、この本部庁舎北側に掲げております、住宅用火災警報器設置の啓蒙用懸垂幕への協賛広告料として、10団体に掲載をしていただいております。これが9万円となっております。また、消防の事務連絡用務に用いております車両5台への協賛広告料として、12万円を収入しているものでございます。団体保険事務手数料につきましては、毎月の給与から団体扱い生命保険料等を控除しておりますが、その事務手数料として収入をしているものでございます。

次に、物品売払収入、鉄スクラップ等の売り払いですが、これは、衛生センターにおきまして、設備の更新、交換等により不要となった、ポンプ部品、配管等を売却したもので、歳入歳出科目解説によりますと、物品売払収入として取り扱うものと示されておりますので、これに基づきそのような処理をさせていただきます。

続きまして、歳出の部分についてお答えをします。

随意契約につきましては、資料をお手元に配布いたしました。

平成27年度における財政係契約担当で把握している30万円以上の契約についてであります。総数128件、そのうち随意契約が95件となっております。随意契約の理由別では、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号適用による小額の契約が21件、同第2号適用による、その性質又は目的が競争入札に適しない契約が74件となっております。

続きまして、リース物件、賃借料についてのお尋ねですが、複写機、事務用

パソコン、財務会計等のシステムにつきましては、費用の平準化の面から採用しているところがございます。また、公用車につきましても、車検、点検などのメンテナンスを含めたリース契約を行っております。保守につきましては、事務用パソコンなどメーカーによるハードウェア保守パッケージが用意されているものについては、賃借料に含まれますが、システム保守、運用保守などについては、別途、委託契約をしております。

次に、滞納整理費に関しまして、まず、滞納整理業務に当たる職員の体制ですが、細部説明でも申し上げましたように正規職員2名、非常勤職員1名とでその業務に当たっております。特に担当を定めず、電話、来庁者、訪問への対応を行っていますが、訪問徴収や銀行への預金調査、法務局への登記簿調査などの庁外業務については、主に正規職員が行っており、職員不在の際には非常勤職員が対応する体制としています。

また、正規職員は専任かとの質問につきましては、滞納整理係担当職員として専属して職務に当たっております。

また、組合滞納整理業務に関して、今後の基本的な方向についてのご質問ですが、税負担の公平、財源確保の観点から甲賀市、湖南市におきましては、収入未済額の減少に向けて取り組まれているところがございます。特に甲賀市におきましては、市独自の収納対策を強化されており、議員のご質問にあるとおり平成26年度から組合に移管される額はゼロとなっております。しかし、構成団体それぞれの議会で議決され、組合の共同処理事務として行ってきました滞納整理業務につきましては、組合規約にのっとり構成市から引き継がれた市税並びにその督促手数料及び延滞金の徴収について、適切に組合として事務を進めるものというふうにご考えさせていただいております。

以上、山岡議員の質疑への答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 山岡議員。
2番（山岡光広） ありがとうございます。二、三ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

まず1つは、清掃手数料に関することです。

経過はわかりましたし、今のところ分納誓約どおりにもし履行されれば、来年の4月に完納されると、こういうことも理解をしました。その説明の中で、現在、月決めというか、月で契約をされている業者、納入しているところでの業者というのは、現在、大体どのぐらいの業者がおられるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、もう1つ、細かいことで申しわけないんですけども、物品売払収入に関して適切に処理されているというご報告でした。

私、使用価値があるものを使用価値どおりに売り払うと、これは当然、物品売払収入と、こういうふうに思うんですけども、実際には備考欄にありますように、鉄くずとしていわば売り払っていると。素人の考え方で申しわけないんですけども、例えば、それは資源ごみ収入、資源ごみとして扱ってするのかなというふうに思ったので、その費用項目が適切なのかどうかということをお尋ねしたわけですが、改めてそれ、適切だということでもいいのかどうか、確認したいと思います。

それから、関連してですけど、甲賀市には物品管理規定というのがあります。この行政組合としてもそういう今のような扱いのときに、そういう管理規定というのがあるのかどうか、もし、管理規定があったら、物品については、その物品が不要になった場合は当然のこととして、きちんとその処理をするということになるのかと思いますので、その点についてもちょっと確認したいと思います。

それから、リース物件、賃貸のことについてなんですけども、費用の平準化

云々という話がありました。それは全体としては理解をしますけれども、いわゆる備品等における、これをリースにするのか、いわゆる買い取りをするのかというところの基準というのは何かあるのでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。

決算資料を見せてもらっていたら、例えばですけれども、テレビの貸借賃料と、こういうふうなやつの中にはあります。テレビの賃貸というのはどういう意味なのかなということも疑問に思いましたので、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

それから、最後にですけれども、先ほども紹介をしましたように、平成28年の1月8日付で、監査委員さんが議長に対して報告をされています定期監査結果及び現金出納検査結果についてということです。その中に先ほど言いましたような指摘事項があるわけですが、確かに先ほど事務局長がご説明になったことは理解をするわけですし、双方、構成市の中で対応すべきことではあるかもわかりませんが、行政組合としてこの滞納処理に当たっていた分について、監査としてここで指摘をされている意味、趣旨というのはどういうことなのか、通告にはありませんけど、代表監査委員さんにその点をお伺いできればなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（白坂万里子） 再質問に対する答弁を求めます。

事務局。

事務局長（山田剛士） ただいまの山岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ごみの収集運搬許可業者の月ぎめの業者数でございますが、恐らく許可業者数は、まれに来るとこもありますし、頻繁に来る業者もありますので、全部で30社は許可業者としてはあろうかと思えます。正確な数字はちょっとご容赦願いたいんですが、そのうちの今現在、月ぎめの業者といたしましては12社ということで月ぎめをしております。全部を現金にしますと、毎日が100万前後の受け取りになりますので、大変大金を瞬時に扱うということで、事故防止の観点から大口については特に月ぎめということでお認めをさせていただいているところでございます。

物品売払収入が適切かということにつきましても、先ほど申し上げましたように、ちょうど解説のほうでもそういう形で取り扱うというふうに書かれておりますので、私どもとしてはそういう理解の中で事務をさせていただいております。

それと、物品管理規定につきましては、現在、組合としては持っておりません。あと、リース物件の基準といたしましては、特段の基準を持っているわけではございませんが、年次別の財政計画等の中で平準に、また、両市の財政負担も考慮しながら適切な負担金額で将来計画として進められるようにということでリース計画を考えております。リース契約は使用したからといってすぐに、それをまたリースするわけではなく、また、改めてそれを無償でそのまま利用したり、または再リースをしたりということで、できるだけ経費削減に努めているというようなことで考えさせていただいております。

以上、山岡議員の再質問に対する答弁といたします。

議長（白坂万里子） 山岡議員、最後の質問は。

監査委員。

監査委員（山川宏治） 山岡議員の質問にお答えします。

大変難しい質問ですが、平成28年1月8日付の監査意見では、組合の共同処理する事務として組合規約に規定されている関係市から、移管される市税の滞納繰越分の整理については、确实、効率的に促進できるよう努められたいと述べています。これは、平成26年度から甲賀市の組合へ移管される滞納額がゼロ円であることから、甲賀市、湖南市では本組合に対する市税滞納額の移管

の考え方に現時点では違いが生じているという判断で述べています。

しかしながら、組合において処理する事務である以上、移管された滞納繰越分については確実にまた、効率的に徴収していただく旨を申し上げたものであります。

以上です。

議長（白坂萬里子） 山岡議員。

2 番（山岡光広） 2点だけ再々質問させていただきます。

物品の管理なんですけど、管理規定がないということなんですけども、いわゆる一般的に例えば、物品として管理しているものが不要になりましたと、そのときのその不要の決定はどこでどういうふうにするのか。いわゆる物品管理規定がもしあったとしたら、それは当然のことながらその規定に基づいて処理をするということなんですけれども、不要の決定がどこでされるのか、これはもう古くなったから、使用不可になったから処分しましょうというのは現場で対応するのかどうか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

最後に、監査委員のほうからお答えをいただきました。お答えそのものは至極当然のことであるというふうに理解をするわけですけれども、その上でここで指摘されている意味は、指摘されていることは、ある意味当然のこの中身を指摘されているわけです。ですから、この指摘をされているのは今後、いわば行政組合として議長に対してどういうそのことが望ましい、今後のあり方としてはどういうことが望ましいのかと、こういうことについては監査としての方向性は出しておられるのかどうか、その点を再度お尋ねしたいと思います。

議長（白坂萬里子） 事務局。

事務局長（山田剛士） 山岡議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

物品売払の関係の物品がどの時点で使えないということ判断されるのかということにつきまして、今の物品売払といいましても、中身としましては先ほどちょっと申し上げましたが、特に衛生センター設備のポンプであったり、配管であったりという部分が使用不能であると、損傷して使えないという段階で更新、交換したものを、それを今の収入として受け入れをしたものでございますので、既にもうその時点で使えなくなったというような判断の中で交換をさせていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 監査委員。

監査委員（山川宏治） 山岡議員の質問にお答えしたいと思います。

監査委員としては、これ以上、意見を言うものではありませんが、当然、今後は議会で話し合っただきながらよき方向にされるのではないかなと、そのように感じております。

以上です。

議長（白坂萬里子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第15号、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（白坂萬里子） 挙手全員です。
したがって、議案第15号、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決されました。
- 議長（白坂萬里子） 日程第4、議案第16号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。
- 管理者（中嶋武嗣） それでは、議案第16号の提案理由をご説明申し上げます。
本補正予算は、前年度繰越金額の確定に伴い、所要の補正措置を主な内容とするものでございます。
歳入におきましては、確定いたしました前年度繰越金額を繰越金に計上したことにより、分担金及び負担金を減額するものでございます。
また、平成27年度事業に更新をいたしました、旧水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防車を5月23日に実施いたしました一般競争入札により、それぞれ140万4,000円、78万6,240円で売却し、財産収入に計上したものでございます。
そのほか、当初予算におきまして、4款諸収入で見込んでおりました、自動販売機設置料を行政財産使用料として収入することといたしましたので、使用料及び手数料に科目補正をいたしております。
歳出におきましては、衛生費、ごみ処理費におきまして、今年度実施をいたしております施設の前期定期点検整備工事において、計画をいたしておりました整備項目以外に、早期に整備改修が必要とされる機械設備が確認されたため、後期の定期点検整備工事に追加をお願いいたしたく、工事請負費を896万8,000円を増額しようとするものでございます。その財源といたしましては、光熱水費におきまして電気料金の燃料調整単価が下がり、余剰が生じる見込みであることからその減額分を充てるものでございます。
これらの補正措置に係ります収入歳入歳出予算の総額は変更なく、それぞれ37億6,897万5,000円とするものでございます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。
- 議長（白坂萬里子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。
（「なし」の声あり）
- 議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第16号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議長（白坂萬里子） 挙手全員です。
したがって、議案第16号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。
- 議長（白坂萬里子） 日程第5、議案第17号、高機能消防指令システム整備事業請負契約の締結についてを議題といたします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。
- 管理者（中嶋武嗣） それでは、ただいま上程いたしました議案第17号の提案理由をご説明申し上げます。
本案は、高機能消防指令システム整備事業について、去る9月7日に執行い

たしました、一般競争入札の結果、沖電気工業株式会社関西支社が落札し、5億3,784万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

本事業の主な工程につきましては、本年度中に指令システム機器の製造、指令室の改修及び設置工事を行い、来年度におきまして、各消防署における設置工事、車両への搭載工事を行った後、総合調整、試験運行を経て、平成30年1月末の完成を予定いたしております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（白坂萬里子） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、山岡光広議員。

2番（山岡光広） それでは、上程されています議案第17号、高機能消防指令システム整備事業請負契約の締結について、お伺いします。

本議案は先ほども説明がありましたように、高機能消防指令システム整備事業を落札しました沖電気工業株式会社と契約を締結するというものです。

参考資料には、入札には3社が参加し、他の2社は辞退。1回目の入札で4億9,000万円を入れた沖電気が落札したとあります。本日、入札公告の資料をいただきましたけれども、通告どおり入札参加資格要件についてお尋ねしたいと思います。

2つ目は、なぜこの3社なのかについてもお尋ねしたいと思います。

議長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局。

事務局長（山田剛士） ただいまの山岡議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の入札参加資格要件につきましては、入札公告の写しをお手元に配付させていただいておりますが、この中で、3番の入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、地方自治法施行令に定める一般的な参加資格のほか、電気通信工事に係る特定建設業許可を受けていること、経営事項審査の電気通信工事総合評価値が1,000点以上であること、1億円以上の高機能消防指令センター総合整備事業、II型以上の元請けでの納入実績があることなど、工事の品質を確保する上で必要な要件を定めたものであります。

2点目の入札参加者につきましては、入札公告後、参加申請は4者ございました。その中で、入札参加資格要件を満たさない者が1者あったため、3者に入札参加資格の通知を行ったものでございます。

以上、山岡議員の質疑への答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 山岡議員。

2番（山岡光広） 1点だけお尋ねします。

4社から申し込みがあって、資格要件に当たるのは3社だと、それで入札をかけたと、こういうことです。資料には辞退と、こういうふうになっているんですけども、いつの時点で辞退をされたのかどうか、その点だけお尋ねしたいと思います。

議長（白坂萬里子） 事務局。

事務局長（山田剛士） ただいまの再質問にお答えをいたします。

辞退の申し出につきましては、入札の前日に1者、それと直前、当日の午前中に辞退があったということで、直前まで私どもとしても3者が入札に来られるというような予定をしておりましたが、直前、何しろ当日ということの辞退でございました。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） 3番、土山定信議員。

3番（土山定信） 山岡議員が質問通告した上でご答弁をいただいた内容に加えて、

その上に質問を加えたいと思いますので、どうぞ皆様、お許し願いたいと思います。

大変大きなお金がこのような辞退ということで決定しているわけなんですけど、1つだけきちっと確認させていただきたいのは、参考資料の中で、沖電気じゃなかったらできないというようなプログラムまで写真を撮っておられますし、また、端末装置なんかもきちっと書いているわけなんですけど、そこは強く、沖電気じゃなかったらできないようなシステムの内容じゃなかったのかということだけは、一言確認をさせていただきたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 事務局。

消 防 長（荒川庄三郎） 土山議員の質問にお答えさせていただきます。

設計委託仕様の設計仕様書の中では、製造メーカー各社ともに入札要件にかなうように設計するよう、設計仕様についてはお願いしておったところがございますので、それに基づき入札を実施したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

3 番（土山定信） はい、結構です。

議 長（白坂萬里子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第17号、高機能消防指令システム整備事業請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第17号、高機能消防指令システム整備事業請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議 長（白坂萬里子） 暫時休憩といたします。開催時刻は10時40分といたします。

（休憩 午前10時31分）

（再開 午前10時39分）

議 長（白坂萬里子） それでは、再開いたします。

日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番、山岡光広議員。

2 番（山岡光広） それでは、通告に従い、大きく2つのテーマで質問をしたいと思っております。

まず第1は、消防力整備基本計画、第3次改訂版というものが出されました。これについてお伺いします。

非常に膨大なもので、全般にわたると非常に時間がかかりますので、その基本計画の中で、今回は特に「人員・組織・装備」についてお伺いしたいと思います。

まず第1は、総務省が消防力整備指針を示しています。指針は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものでありますけれども、市町においては、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することというふうに示されています。本計画、16ページに示されていますけれども、16ページのところで、国の示す消防力の整備指針を理想とするものの、構成市における財政状況

等総合的な材料を加味した上での結果と記されています。

そこで、国が示す基準と現状にどれだけの違いがあるのか。また、現体制で十分と言えるのかどうか、特に充足率が低い部署はどこなのか、充足率を上げる整備計画はどうか。

1点目のお尋ねです。

2つ目は、17ページに係ることです。大規模災害に対する対応の問題で、これは、さきの熊本地震の教訓からも大規模ないわゆる余震が連続して起きる事実も想定した対応が必要ではないかと思うんです。国や県も抜本的な見直しの方向ではありますけれども、本計画の中で大規模災害等の体制について見直しが求められているのではないかと、この点についてお伺いしたいと思います。

3つ目は、大規模災害時の対応だけではなく、管内の安全・安心を確保するためには、いわゆる消防本部と消防団との連携が欠かせません。そこで、湖南・甲賀両市の消防団の体制は十分なのか。消防団員が年々減少傾向にあるとお聞きしていますけれども、その点についてお伺いします。

また、本消防と両市の消防団、方面隊などの情報共有をするためのいわゆる無線等の整備は万全なのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、その次は27ページ、今後の検討課題の中で、組織体制の見直しを示唆されております。現行の1本部4消防署3分署から、1本部2消防署2分署3出張所へ移行することにより、業務の集約と効率化を図ると記されていますけれども、お尋ねしたいのは、その時期はいつなのか。2つ目は、人員や装備の体制はどうなるのか。3つ目は、見直し後に示されています特別救助隊・水難救助隊は、現在の体制ではどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

5つ目は、高速道路でのいわゆる新名神・名神での事故など、救急派遣の件数について、お尋ねをしたいと思います。

先ほど若干前年と比べると減っているという報告もありましたけれども、詳しくお伺いしたいと思います。

2つ目は、随意契約のガイドラインについてお尋ねをしたいと思います。

随意契約であっても透明性を高めるために、そのガイドラインを設けることは重要ですし、平成26年の第1回組合議会でも同様の質問をされています。当時はその必要性を認めながら、今後の検討課題という答弁でした。その後、検討され設定されているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議 長（白坂萬里子） 質問に対する答弁を求めます。

管理者。

管 理 者（中嶋武嗣） それでは、ただいま山岡議員から幾つかのご質問をいただきましたので、私のほうからご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目のまず、消防力の充足率についてお答えをいたします。

消防力の充足率であります。総務省が示す消防力の整備指針につきましては、市町村が災害への対応や火災の予防、警戒などを行うため、必要最小限の施設や人員について規定した、消防力の基準が改正されたものでございます。市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たり、より弾力的に取り扱える指針へと改めた経緯があり、当消防本部におきましても、この指針を基本に消防力整備基本計画を策定し、現状の約60%という管内の消防力を向上するように努めておるところでございます。現状の消防力につきましては、現有の施設、人員の中で、消防行政サービスの提供に地域格差が生じないよう考慮し、管内の各地域に配置をしております。

今後におきましても、管内の人口動態や道路事情、また、建築物の数などを

総合的に勘案し、構成市の協力と理解を得る中で、施設の充実強化や人員の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2点目の熊本地震の教訓をいかにするかということでございますが、熊本地震につきましては、ご案内のとおりでございますし、この地震を背景とした中におきましては、さまざまな教訓が生み出されたわけでございますが、大規模な余震を想定した対応力に尽きると存じております。

ゆえに本年4月に発生いたしました熊本地震や、5年前の東日本大震災におきましても、余震等による建物の損壊やライフラインへの被害も発生したところであり、総務省、消防庁におきましても、このような状況下のもとでの消防活動の課題への対応について十分検討された事項でもございます。

このことを踏まえ、平成24年に施行いたしました本消防本部の地震整備計画におきましては、2次災害を未然に防止するための対応事項などについても規定をしておりましたが、今回の熊本地震のような比較的浅い震源の直下型地震がもたらす被害は、新たな課題となるものと思われまます。

今後、熊本地震に関する国の動向や各検討委員会の結果などを踏まえた中で、具体的な対応策等が示されましたならば、計画見直しに早速に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の消防本部と消防団の連携についてであります。

甲賀市及び湖南市の各消防団と当消防本部との連携につきましては、旧甲賀郡各町時代からのつながりがあり、また、取り組みにより、災害現場における役割分担ができており、スムーズな消防活動が展開できるものと考えておるところでございます。

議員ご指摘のように、消防団員の減少につきましては、全国的な傾向でもございまして、昨今の直近の情報によりましては、全国団員が85万6,400人、昨年よりも3,600人減少をいたしております。このことを踏まえた中で、両市におきましても消防団の充実強化のために、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律や、これの施行、また、装備基準等が国から示されておりますことから、甲賀・湖南両市におきましても、これらに基づいて努力をしていただく所存でございます。

しかしながら、消防団適齢者が入団に至らない現状を顧みますとき、市民の生命財産を守る崇高な社会貢献としての活動のすばらしさを理解いただくことも重要ではなかろうかというような思いをいたしております。

このようなことから、プロである常備消防が、その役割の一端を担っていくことも相互連携の強化という点では欠かせないものがあると存じております。消防団のデジタル無線の整備につきましては、両市ともに団と協議の上、車両へのデジタル型の車載型受令機などが整備されたと聞き及んでいるところでございます。

次に、4点目の組織体制の見直しについて、お答えをさせていただきます。

消防署等の統廃合による業務集約と効率化につきましては、将来の人口減少とともに、65歳以上の高齢者の比率が上昇していく中で、人員や消防施設を中央に集約させることは適当でないと考えております。現状の組織体制の中におきましては、市民皆様の生命を最優先とした消防行政を推進できる最良の型を研究し、あるいは考究しながらあるべき組織体制を検討する所存でございます。

また、5点目の高速道路での救急の派遣件数及び随意契約ガイドラインにつきましては、それぞれの担当からお答えをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 失礼いたします。

それでは、5点目の高速道路における救急件数等においてをお答えさせていただきます。

新名神高速道路が開通しましたのが平成20年2月23日でございます。それから、現在まで年平均約90件の救急の出動がございます。詳細に申しますと、平成20年が44件、これは11カ月分の実績でございます。以後、21年が52件、22年が60件、23年が104件、24年が101件、25年が106件、26年が107件、27年が82件、28年上半期が48件でございます。これは、交通事故による救急出動のほか、サービスエリア内の急病についての出動も含んでおります。

ほかに補足を申し上げますと、火災件数が平成20年から暦年で27年までの間、数字だけ申し述べます。4件、2件、4件、5件、3件、9件、2件、7件でございます。救助出動が同じく平成20年から平成27年まで暦年で申し上げます。5件、3件、13件、16件、15件、16件、26件、14件という形で高速道路上の火災、救急救助案件に対しては対応しておるところでございます。

以上、5番目の答弁といたします。ありがとうございます。

議長（白坂萬里子） 事務局。

事務局長（山田剛士） それでは、私から大きな質問事項の2点目、随意契約のガイドラインの設定についてお答えをいたします。

ご質問の中でも指摘をいただいておりますが、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図るために、競争入札を原則とする契約において、例外的方法である随意契約の適正かつ円滑な運用を確保することが重要であります。このことから、甲賀広域行政組合随意契約ガイドラインを、構成市における事例を参考にし、本組合契約審査会の審議を経て、平成26年5月16日付で制定をいたしました。

その内容は、地方自治法施行令第167条の2に限定列挙されている、随意契約によることができる場合の解釈、具体的な事例等を挙げ、明確化したものでございます。

現在も、このガイドラインに基づき、公平・公正な、透明性のある契約事務に努めているところでございます。

以上、私から答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 山岡議員。

2番（山岡光広） お答えいただきまして、ありがとうございます。二、三点だけ再質問したいと思います。

管理者のほうから今後の組織体制のことについて、基本的な方向をお答えいただきました。この計画の27ページのところには、現在の消防本部の体制及びその後、見直し後の案というふうに示されているわけですが、先ほど管理者のほうの基本的なお答えについては、聞いているところによると、中央に集約されることは適切でない、こういうふうにおっしゃったということなんですけれども、私がお伺いしていたのは、この見直しの計画があって、その時期と体制等についてお尋ねをしているんですけども、こういう方向を出したわけなんですけれども、必ずしもこの方向で今いくということではないというふうに逆に理解をしたわけなんですけど、その点について確認をしたいと思います。

それから、もう一点は、高速道路との関係なんですけど、先ほど新名神にかかわる出動の件数についてお答えいただきました。まだ新しいわけですので、これからのことなのかもわかりませんが、旧の栗東インターじゃなくて新しい栗東のインター、新しい栗東のインターは、いわゆる甲賀広域の範疇というか、そこから入るというケースも考えられるわけなんですけど、その部分に関する出動件数は今のとこどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点、最後にですけど、ガイドラインですけども、先ほどご報告がありましたように、議会での質問を受けて機敏に対応していただきまして、ガイドラインを制定した、設定したということなんですけども、そこで2つお尋ねします。

そのガイドラインについては、ぜひ、資料を提供していただきたいというのが1点です。それから、もう1つは、そうだとするならば、27年度及び28年度については、このガイドラインに基づいてこれまでのいわゆる随意契約との関係で価格等の見直しをされたのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思えます。

議長（白坂万里子） 管理者。

管理者（中嶋武嗣） 私のほうから消防組織力の点につきまして、お答えをさせていただきます。

ご案内のように当消防本部においては、要員、人員定数が指定、既に定められておりますが、現状はご案内のとおり192名の体制で組ませていただいておりますし、年度当初につきましては、そのうち数名は消防学校へ入学し、あるいは航空消防隊への派遣もさせていただいております。ゆえにまずは、住民に対する行政サービスの低下を招くことなく、消防署の集約によりまして、人員がある一定の消防署に集中することを避けていかなければならないというような思いをいたしておりますし、なかんずく現状の各地域間におきますところの格差のない消防力の配置バランスが偏ることなく、逆に災害時に援助を要する場合の横の連携業務が大切だと認識をさせていただいているようなところでございます。

したがいまして、当面の間は、議員仰せのように1カ所に集中されるという意味ではなくして、現状の組織体制の中で市民のご理解をいただきながら均衡のとれた消防行政サービスの実施をしていきたいという思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（白坂万里子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 答弁をさせていただきます。

名神高速道路、栗東湖南インターが開設されておおよそ半年になります。この間に栗東湖南インターから栗東インター間、おおよそ1,000メートル余りでございますが、その間で発生しました救急につきましては、現在のところ1件でございます。

実際に申しますと、菩提寺パーキングが管内にはございますが、これにつきましては上下線方式でそれぞれ湖南消防と東近江消防さんが対応をいただいております。火災対応のみ原因調査において後出動をさせていただいております。

以上、答弁といたします。

議長（白坂万里子） 事務局。

次長兼総務課長（佐治善弘） 私のほうからガイドラインについてお答えさせていただきます。

ガイドラインが制定されました以前からも、一応、随意契約につきましては、できる限り見積もり競争なりのことはさせていただいておりますので、適正に処理はさせていただいていると思えます。

ガイドラインにつきましては、一応、ホームページにも上げさせていただいておりますけども、また、資料のほうは提出させていただきます。

以上でございます。

議長（白坂万里子） 山岡議員。

2番（山岡光広） ありがとうございます。

最後の点ですけど、もちろん信じていますので適正に処理されていると、このことは当然、私たちもいわば信頼をして対応しているわけですけど、実際

に先ほど資料としていただきました、ちょっと記憶でしゃべれば、百二十何ぼのうち90カ所、90事業ですかね、の事業に関していわゆる随意契約があるわけなんですけれども、その中でいわゆるガイドラインを何のためにつくのかということです。ガイドラインをやっぱりつくったことによって、公平、透明性、当然のことながらきちっとするという事なんですけれども、それは、この事業の中でどういうふうな具体的な見直しをされたのかということをお聞きしているわけです。適正に対応されたということ、当然のこととして理解をした上でお尋ねしているわけですので、もし、できればその点についてお答えいただければありがたいと思います。

議長（白坂万里子）事務局。

事務局長（山田剛士）ただいま山岡議員から再々質問をいただきました。

私ども税金をいただきながらの組合運営でございますので、当然、そういった形でできるだけ公平・公正に可能な限り低価格でいい仕事、組合運営ということで当然考えさせていただいておりますし、当然、このガイドラインができる以前からもそのことに対して努めてまいりました。先ほど説明がありました、それによって特段大きな変化をということはございませんが、以前から見ますと、この衛生、消防のほうは特に特殊性、緊急性というものが多く発生してまいりますので、比較的一般的な公共事務関係でいきますと、どうしてもそういった割合が多くなるのかなというふうなことは考えておりますが、この辺につきましても可能な限り競争力を高めるというような形で今後とも努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（白坂万里子）以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（白坂万里子）異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議長（白坂万里子）これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

したがって、平成28年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 午前11時02分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 万里子

同 議会議員 加藤 貞一郎

同 議会議員 鵜飼 八千子